

不良債権の状況について

実績の内容

当金庫では、常日頃より健全経営を心掛け、資産全般について定期的に自己査定を実施し、リスク管理債権の発生防止に努めております。

また、期中に発生した不良債権に対しては貸倒引当金を積むなど、十分な引当処理を行い万全の対応を図っております。

平成21年3月末の金融再生法による不良債権額は不良債権処理を進めた結果493百万円の減少となり、保全率は96.7%、不良債権比率は7.38%と大きく改善されました。

金融再生法開示債権

単位:百万円

	平成19年度	平成20年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	840	1,839
危険債権	4,055	3,409
要管理債権	871	24
正常債権	62,505	66,095
合計	68,271	71,368

【注記】金融再生法における開示債権には、貸出金だけでなく、債務保証見返・未収利息・仮払金が含まれております。



金融再生法に基づく開示債権の用語の定義

- ①「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- ②「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権です。
- ③「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該

当する貸出金をいいます。

- ④「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

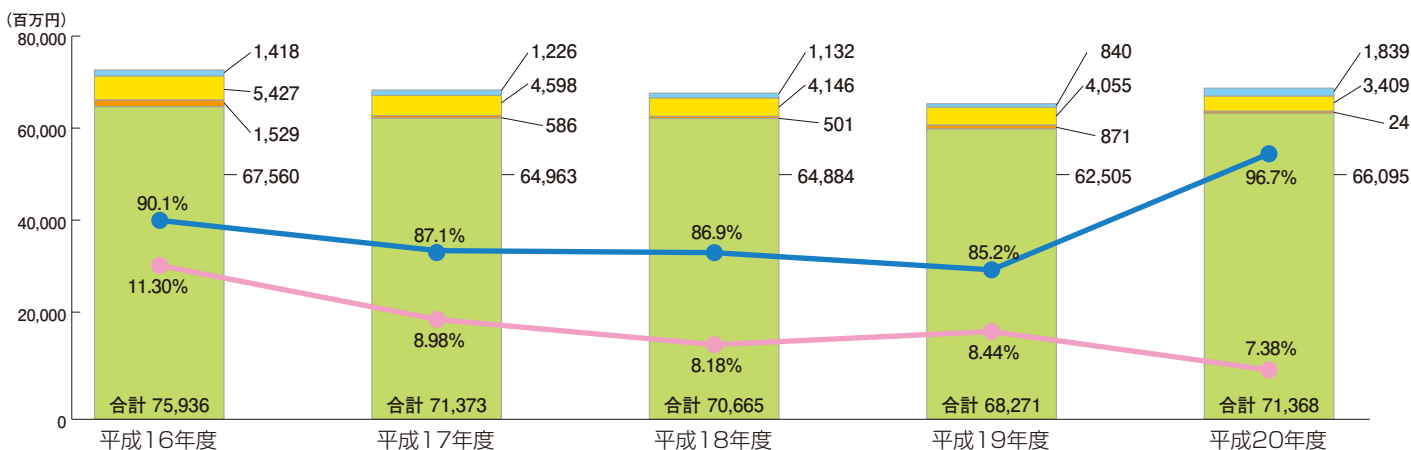
- ⑤「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しています。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

単位:百万円、%

		開示残高 A	保全額 B		保全率 B÷A	引当率 D÷(A-C)
			担保・保証等による回収見込額 C	貸倒引当金 D		
金融再生法上の不良債権	平成19年度	5,766	4,911	4,249	85.2	43.5
	平成20年度	5,273	5,100	4,208	96.7	83.6
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成19年度	840	840	379	100.0	99.8
	平成20年度	1,839	1,839	1,024	100.0	99.8
危険債権	平成19年度	4,055	3,590	3,401	88.5	28.9
	平成20年度	3,409	3,252	3,175	95.3	32.9
要管理債権	平成19年度	871	481	469	55.2	3.0
	平成20年度	24	9	9	37.5	0.0
正常債権	平成19年度	62,505				
	平成20年度	66,095				
合計	平成19年度	68,271				
	平成20年度	71,368				

不良債権額・比率



信用金庫法に基づくリスク管理債権

単位:百万円

	平成19年度	平成20年度
破綻先債権	253	475
延滞債権	4,639	4,773
3ヵ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	871	24
合計	5,764	5,273



リスク管理債権の引当・保全状況

単位:百万円、%

		残高	担保・保証	貸倒引当金	保全率(%)
破綻先債権	平成19年度	253	81	171	100.0
	平成20年度	475	298	176	100.0
延滞債権	平成19年度	4,639	3,699	476	90.0
	平成20年度	4,773	3,901	715	96.7
3ヵ月以上延滞債権	平成19年度	—	—	—	—
	平成20年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成19年度	871	469	12	55.2
	平成20年度	24	9	0	37.5
合計	平成19年度	5,764	4,249	659	85.2
	平成20年度	5,273	4,208	891	96.7

【注記】

- 破綻先債権及び延滞債権の貸倒引当金は個別貸倒引当金、貸出条件緩和債権の貸倒引当金は一般貸倒引当金で計上してあります。
- 保全率は、担保及び優良保証による回収可能額及び貸倒引当金として積み立ててある額の合計をリスク管理債権残高で除した値です。

かいせつ



リスク管理債権の用語の定義

- ①「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取り立て、又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - (1)会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立があった債務者
 - (2)民事再生法の規定による再生手続開始の申立があった債務者
 - (3)破産法の規定による破産手続開始の申立があった債務者
 - (4)会社法の規定による特別清算開始の申立があった債務者
 - (5)手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
- ②「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の二つを除いた貸出金です。
 - (1)上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - (2)債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金
- ③「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- ④「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- ⑤なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引き当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- ⑥「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- ⑦「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
- ⑧「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証・貸倒引当金を設定している割合です。